



FAX送信先 048-830-4821

埼玉県産業労働部ウーマノミクス課 企画・企業内保育所担当
TEL:048-830-3963 E-mail:a3960-01@pref.saitama.lg.jp



彩の国
埼玉県

「多様な働き方実践企業」認定及び評価に関するチェックリスト

- 以下の6つの認定基準のうち、2つ以上該当すれば、認定される可能性があります。
- 男性の育休取得の実績があると、認定区分に「+(プラス)」を表示する「評価制度」が始まりました。【例：ゴールド+】
- 県職員が訪問し、詳細を説明の上、その場で申請書作成をお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。

【多様な働き方実践企業】検索サイトからもチェックリストを提出できます <http://www.ecity.ne.jp/tayou/>

多様 検索

該当項目に☑

- 認定基準1 次の制度等を利用する女性社員がいる。**【以下の2項目以上の制度を導入し、うち1項目以上の実績がある】
- ・育児介護休業法で定める短時間勤務制度 1... 制度あり 実績あり 【過去3年度】
 - ・育児介護休業法で定める所定外労働の制限(残業の免除) 2... 制度あり 実績あり
 - 1 育児(3歳未満)や介護を行うため従業員が請求する場合は、短時間勤務(原則として1日6時間)の措置を講じなければならない
 - 2 育児(3歳未満)や介護を行うため従業員が請求する場合は、所定労働時間を超えて労働させることができない
 - ・フレックスタイム 制度あり 実績あり
 - ・就業時刻の繰上げ、繰下げ 制度あり 実績あり
 - ・託児環境の整備(託児施設・企業内保育所等)
 - ・正社員としての再雇用制度 制度あり 実績あり
 - ・パートから正社員への転換制度 制度あり 実績あり

- 認定基準2 育児・介護休業法の定めを上回る短時間勤務制度等の利用者がある(いた)**

育児の場合は子が3歳になるまで1日6時間、介護の場合は利用開始から3年間で2回以上で1日6時間。

- 認定基準3 出産して仕事に復帰後1年以上継続して働いている方がいる(いた)**【過去5年度】

出産した女性社員がいない場合 [介護休業して仕事に復帰後1年以上働いている方がいる(いた)。]

- 認定基準4 管理職(役員を含む)のうち、女性が10%以上いる。**

- 認定基準5 男性社員の子育て支援等を導入している。**【2項目以上】

- ノー残業デーや残業の縮減
- 時間単位(半日単位を除く)の有給休暇
- 子育て中の方への配置転換への配慮
- 妻の出産時の休暇
- 法を上回る子の看護休暇や介護休暇(日数や有給扱い、時間単位の取得など)

- 認定基準6 企業として、多様な働き方への取組姿勢を明確にしている。**【1項目以上】

- 多様な働き方の推進についてHP・求人票の掲載や社内への掲示など内外に発信されている
 - 経営方針等で多様な働き方の推進に取り組むことを宣言している
 - 埼玉県の「輝く女性応援団」に登録している 国の認定を受けている(くるみ取得など)
- 「輝く女性応援団」は【埼玉版ウーマノミクスサイト】(検索)から登録できます。

- 評価基準 「男性の働き方の見直し」に取り組む企業をプラス評価**

過去5か年度以内に、連続5日以上育児休業を取得し、かつ原職に復帰している男性社員がいる。

育児のための連続5日休暇(法定・法定外でも可) 短時間勤務制度の利用を育休取得に代えて評価もできます。

認定を受けている企業は、プラス評価のみの申請も可能です。

認定制度に関心のある企業様はチェックリストをFAXまたはサイト(上記参照)からお送りください。県職員が訪問し説明させていただきます。

貴社名			
所在地			
御担当者名	所属・職位	お名前	
TEL			

御協力ありがとうございました。